

令和8年度進学予定高校生へのキャリア教育推進事業委託業務
企画提案コンペ参加仕様書

1 業務目的

大学進学者が多い普通科高校において、生徒の地元企業に対する理解を深めるとともに、将来の選択肢として提示するため企業展や職場訪問を実施する。

2 企画提案コンペを行う目的

「令和8年度進学予定高校生へのキャリア教育推進事業」において、広範な企業ネットワークと学校教育への深い知見を兼ね備え、双方のニーズを的確に調整するなどの経験を有する団体等を活用したキャリア教育を推進するために企画提案コンペを実施し、委託すべき事業者を選定する。

3 企画提案コンペの内容

(1) 委託業務名

令和8年度進学予定高校生へのキャリア教育推進事業に関わる委託業務

(2) 委託業務内容

「令和8年度進学予定高校生へのキャリア教育推進事業委託業務仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月24日（水）までとする。

(4) 契約上限額

2,200,000円

(消費税及び地方消費税を含む。これを超える提案及び契約はできない。)

4 企画提案者の参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たす者、または、複数の者による共同事業体（以下「共同事業体」という。）であることとします。

なお、共同事業体で参加する者にあたっては、構成員全員が該当することとします。

- (1) 本事業を実施するうえで十分な経験と知識を有する者であること。
- (2) 当該企画提案コンペにかかる契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (4) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- (5) 三重県物件関係落札資格停止要綱により、落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (6) 三重県税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (7) 委託業務の履行について、綿密な連絡及び迅速な対応ができ、要請により速やかに対処できるものであること。

5 質問の受付及び回答

本業務又は企画提案コンペに関し質問がある場合は以下により質問してください。

(1) 質問の受付期間

公告日の翌日9時から令和8年2月19日(木)15時まで(必着)

(2) 質問の方法

電子メールで受け付けます。質問には、所属・名前・連絡先を明記してください。
質問の送信後、電話にて到着確認を行ってください。

(3) 質問の提出先

下記18の担当所属に提出してください。

(4) 質問の内容

原則として、当該委託業務にかかる条件や応募手続きに限るものとし、以下の項目に関する質問は受け付けることはできない。

- ・ 他の応募者からの提案書提出状況に関する質問
- ・ 積算に関する内容
- ・ 採点に関する内容

(5) 質問に対する回答

令和8年2月24日(火)までに、三重県ホームページの「企画提案コンペ等公告」に掲載します。質問申請の有無にかかわらず、企画提案書等を提出する前に、質問内容に対する回答ページを確認してください。

ただし、質問及び回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答します。

6 参加資格確認申請及び確認結果の通知

本業務を受託しようとする者は、三重県教育委員会に対し、この企画提案コンペの参加資格確認申請を行ってください。

(1) 提出期限 令和8年3月2日(月)17時まで(必着)

(2) 提出方法 持参又は郵便、民間事業者による信書便で送付してください。

なお、郵便又は民間事業者による信書便にて提出する場合は、必ず電話にて受領確認を行ってください。

(3) 提出場所 下記18の担当所属に提出してください。

(4) 提出書類

ア 企画提案コンペ参加資格確認申請書(第1号様式)

イ 役員等に関する事項(第2号様式)

ウ 企画提案コンペに関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合はその委任状(第3号様式)

エ 企画提案コンペに関し、共同事業体で参加を希望する場合は、共同事業体協定書兼委任状(第4号様式)

オ その他、上記アに記載の添付書類(登記簿謄本等)一式

(5) 参加資格確認結果の通知

令和8年3月16日(月)17時までに、申請者に対し電子メール又は電話によ

り通知します。

7 企画提案書等の提出

上記6（5）により、参加資格を受けた者は、以下により、企画提案書等を作成して提出してください。

(1) 提出期間 令和8年3月24日（火）から令和8年3月25日（水）15時まで
（必着）

(2) 提出方法 上記6（2）に同じ

(3) 提出先 下記18の担当所属に提出してください。

(4) 提出書類及び部数

ア 企画提案書 7部（正1部、写6部）

- ・原則A4版・両面印刷・文字サイズ10ポイント以上（長辺側を綴じてください。）
- ・なお、仕様書に記載されている内容は最低限実施するものであり、企画提案書には、その内容をもとに可能な限り具体的な提案をまとめるとともに、下記の全ての事項について実際に履行可能な内容を記載すること。

① 業務実施の考え方・取組の概要・想定される効果

② 委託業務実施体制、職員の配置、効率的で効果的な運営体制、法令順守に必要な体制、運営管理体制等

③ 委託業務実施スケジュール

④ 提案の内容について、他者に対して優位であると思われる点

⑤ 同様の業務の実施実績（実施年度、事業名、契約相手先）（2件まで）

イ 見積書 7部（正1部、写6部）

- ・見積書の正本において代表者印の押印を省略する場合は、見積書に発行責任者・担当者それぞれの名前、電話番号を記載してください。（発行責任者と担当者は同一でも可）
- ・見積価格は消費税及び地方消費税抜きの額（免税業者にあつては、契約希望額に110分の100をかけた額）としてください。
- ・契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。

ウ 提案事業者の概要書 7部（正1部、写6部）

- ・提案事業者の組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等）、組織体制（主な事業所を含む。）、沿革、提案理由等を簡潔に記載したもの。

エ 契約実績証明書 7部（正1部、写6部）

8 審査の実施及び選定結果の通知

三重県教育委員会は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「令和8年度進学予定高校生へのキャリア教育推進事業企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査のうえ、最優秀提案者を選定します。

(1) 企画提案コンペの選定基準は以下のとおりです。

ア 的確性（×3）

目的を理解し、進学を考えている高校生が、県内企業が世の中に果たす役割について体験を通じて理解し、学ぶことと自己の将来とのつながりを意識できるプログラムになっているか。

イ 企画性（×2）

他者の提案とは違う優位性が認められるか。また、高校生の興味を惹きつける内容になっているか。

ウ 専門性

事業の遂行に必要な専門性、経験、実績などがあるか。

エ 業務推進体制

実施スケジュールや内容等、事業実施校、県教育委員会と連携、協力しながら事業を遂行できる体制は十分か。社内体制及び業務に関する社外組織との連絡体制は確保されているか。また、スケジュールは事業を実施するのに適当か。

オ 経済合理性

提案内容は、費用対効果の観点から適切な内容となっているか。また、見積額や積算内訳は適当か。

(2) 第一次審査（適否評価及び書類審査）

提案者が多数の場合、適否評価及び企画提案書等による書類審査を行い、優秀提案者を5者程度選定します。審査の結果は、全ての提案者に速やかに通知します。第一次審査により落選とされた提案は第二次審査の選定対象から除外します。

(3) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

ア 実施日時 令和8年3月27日（金）9時30分から（予定）

イ 実施場所 三重県庁本庁舎 7階 教育委員室

ウ 内容 プレゼンテーション10分、質疑15分

エ 方法 対面もしくはオンライン

オ 選定結果通知 提案したすべての者に対し、令和8年3月30日（月）までに電子メールで通知するとともに、県ホームページで公表する。

9 最優秀企画提案者に提出を求める資料

最優秀企画提案者との契約締結時には、下記の書類が各1部必要になるので留意すること。

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3・未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し
- (2) 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にとっては「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し
- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、その契約を履行した実績の有無を示す証明書（契約保証金免除の適否を判断するため）
- (4) 三重県電子調達システム（物件等）に利用登録をしていない事業者又は共通債権者（物件契約）登録をしていない事業者にとっては、「三重県財務会計システム共通債権者（物件契約）登録申出書」（様式は三重県ホームページの「共通債権者（物件契約）登録」のページに掲載しています。）

- (5) 書面の契約書ではなく、電子契約による契約を希望する場合は、「電子契約利用意向兼メールアドレス確認書」(様式は三重県ホームページ「三重県における電子契約サービスの導入について」のページに掲載しています。

10 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとします。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更正(再生)手続き中の者」という。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更正計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号)第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更正(再生)手続き中の者については、契約保証金を免除しません。

- (3) 契約は、三重県教育委員会事務局高校教育課において行います。
- (4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。(契約金額は、1円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨てるものとします。)

11 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

12 契約代金の支払い方法及び支払い時期

契約条項の定めるところによります。

13 見積及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

14 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規程により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

15 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 通報等の義務

受注者が契約の履行にあたって、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 通報を怠った場合の措置

委託者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

16 障がいを理由とする差別の解消の推進

委託業務を実施するにあたっては、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ適切に対応するものとする。

17 その他

(1) 企画提案に関する事項

ア 企画提案に要する費用は、各提案者の負担とします。

イ 企画提案書その他の提出資料は、返却しません。

ウ 企画提案書その他の提出資料は、本県の内部で使用するものであり、提供者に断りなく第三者への配付は行いません。ただし、三重県情報公開条例(平成11年三重県条例第42号)で定義する公文書となるため、開示請求の対象となります。そのため、企業秘密等に該当し非開示とする必要がある箇所については、その旨を記載してください。ただし、開示請求があった場合の開示・非開示の判断は、三重県情報公開条例に基づき三重県が判断することとなります。

(2) 契約に関する事項

ア 原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県教育委員会の承諾を得た場合はこの限りではありません。

イ 成果品の全ての著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含みます。)は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとします。

ウ 委託料は、委託業務が完了し、三重県の検査に合格した後に支払うものとします。

エ 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者に対して、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に罰則規定があるので留意してください。

(3) 企画提案コンペの参加又は企画提案の無効要件

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とします。

- ア 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
- イ 提案者が同一事項のコンペに対して二つ以上の提案をしたとき。
- ウ 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- エ 提案に際して談合等の不正行為があったとき。
- オ 提出書類が提出期限を過ぎて提出されたとき。
- カ 見積書に記載された見積金額（消費税及び地方消費税抜きの額）の100分の110に相当する金額が契約上限額を超えているとき。
- キ その他、契約担当者が予め指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

(4) その他

- ア 当該企画提案コンペにかかる落札決定の効果は、予算発効時において生じる。
- イ この参加仕様書に定めのない事項については、三重県会計規則の定めるところによるものとします。（三重県会計規則は、三重県ホームページの「三重県法規集」に掲載しています。

18 担当所属

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局 高校教育課 キャリア教育班 担当者：里路、渡部明

電話：059-224-2913 電子メール：kokokyo2@pref.mie.lg.jp